

認め合い ともに輝く

男女共同参画おかやプランⅢ

2005 - 2009



湖の小人たち 1981年/武井武雄

長野県岡谷市

認め合い、ともに輝く岡谷市を築くために

価値観の多様化したこの時代、岡谷市が活力ある心豊かな社会を築いていくためには、一人ひとりが尊重され、個性と能力を十分発揮しながら、さまざまな分野に参画していくことのできる社会が実現されなければなりません。

しかし今もなお、社会の慣行や人々の意識の中には、「男は仕事、女は家庭」といった考えに代表されるような固定的な役割分担意識や、長い年月を経て意識づけられた、性別にこだわる慣習やしきたりが根強く残っております。

さらに、近年「配偶者からの暴力」や「児童虐待」、「高齢者への虐待」などの人権侵害が深刻な社会問題となっています。

岡谷市では、平成6年、平成12年と二次にわたり女性行動計画を策定し、男女が対等に責任と喜びを分かちあって生きる男女共同参画社会を目指し、さまざまな取り組みを進めており、平成16年4月には、「岡谷市男女共同参画条例」を施行し、市民、事業者、教育関係者と行政の協働のもと、一層の取り組みを進める決意を明らかにしたところであります。

このたび、この条例の定めるところにより、「男女共同参画おかやプラン」を策定いたしました。策定に当たっては市のホームページでも公表し、パブリックコメントなどにより、多くの市民の皆様から貴重なご意見やご提言を賜り、まさに、市民総参加により策定されたものであります。

今後この計画に基づいて、より心豊かな男女共同参画推進施策の構築を目指し、全力をあげて取り組む所存でありますので、なお一層関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画を策定するにあたり、お忙しい中を入念にご審議頂きました岡谷市男女共同参画審議会、及びご協力頂きました多くの市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成17年3月

岡谷市長 林 新一郎

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の必要性	1
2. 計画策定の背景	3
3. 計画の基本的な考え方	7
4. 計画の性格と期間	8
5. 計画の体系	10

第2章 計画の内容

目標 男女共同参画の意識づくり（意識改革・教育）

具体的目標1 意識啓発の推進	11
具体的目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	15
具体的目標3 国際社会の一員としての国際理解と交流の推進	17

目標 男女共同参画の社会環境づくり（地域活動・労働）

具体的目標1 政策・方針決定の場への参画	20
具体的目標2 地域活動への参画	22
具体的目標3 働きやすい職場環境づくり	23

目標 安心して暮らせる男女共同参画の地域づくり（健康・福祉）

具体的目標1 生涯にわたる健康づくりの推進	29
具体的目標2 さまざまな家族を支えあう地域づくり	31
具体的目標3 高齢者・障害者の自立支援と暮らしやすい地域づくり	32

目標 人権の尊重と暴力のない社会づくり（人権・暴力）

具体的目標 1 生命と人権の尊重	37
具体的目標 2 あらゆる暴力の根絶	41

第3章 計画の推進

1. 推進体制の整備	45
2. 国、県、関係機関・団体との連携	47
3. 計画の進行管理	47

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の必要性

人権尊重の動き

～今、なぜ男女共同参画社会の実現が求められるのか～

21世紀を迎えて、少子・高齢化の一層の進行や社会経済情勢の急速な変化、情報技術の進歩等により、私たちを取り巻く社会は大きく変化しています。

それに伴って家族や地域のあり方も多様化し、活力ある心豊かな社会を築いていくために、お互いの人権を尊重し、個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

岡谷市ではこれまで二次にわたり女性行動計画を策定し、関係団体、関係機関と連携し施策を推進してきました。

その結果、市民の意識は少しずつ変化するとともに、政策方針決定の場への女性の参画も進んできました。しかし今もなお、性別役割分担意識や、長い年月を経て意識づけられた性別にこだわる慣習やしきたりが根強く残っています。

さらに、近年「女性に対する暴力」や「児童虐待」、「高齢者への虐待」が大きな社会問題として取り上げられています。このことも基本的人権に関する問題です。

すべての人が個人として尊重され、一人ひとりが安心していきいきと心豊かな生活を送ることができる男女共同参画社会の実現は、わが国の最重要課題と考えられています。

少子化の進行

～安心して子どもを産み育てることができる社会を～

岡谷市の***合計特殊出生率**(平成10～14年の5年間の平均値)は1.56で、全国平均(平成16年)の1.29や長野県(平成16年)の1.42を上回っているものの、全国的に少子・高齢化が進んでいます。少子化の要因は、直接的には晩婚化や未婚率の上昇があげられますが、その背景には、子育てにかかる経済的な負担や、家事・育児と仕事の両立に対する負担感が大きいことなどがあげられます。

これに対応するため、「家事や子育ては母親の責任」といった役割分担意識を見直し、子どもを安心して産み育てるための環境整備が強く求められています。

***合計特殊出生率**

女性の出産可能な年齢(15～49歳)ごとの出生率(=その年に生まれた子どもの人数/女性の各年齢別人口)を15～49歳まで合算したものです。この数値は、一人の女性が一生の間に生む子どもの数の近似値を示すといわれています。

県内の市町村別合計特殊出生率は、5年ごとに過去5年間の平均値として県で算出しています。

高齢化の進行

～高齢期の男女の自立が課題～

岡谷市の***高齢化率**は、2004年(平成16年)4月1日現在23.3%で、全国平均の19.3%を大きく上回っています。全国的にも高齢化率は年々上昇しており、近々4人に1人が高齢者となることが予想されています。

また、女性のほうが男性に比べて平均寿命が長いため、高齢者に占める女性の割合が高くなるとともに、一人暮らしの高齢女性が多くなっています。

一方、家族介護を中心的に担っているのは女性であり、「女性が介護をするのは当たり前」といった固定的な役割分担意識が女性の介護負担を重くし、社会進出の妨げにもなっています。

高齢社会を支えていくためには、介護の負担を軽減するとともに高齢期の男女が自立し、住み慣れた地域で充実した生活ができることが大切です。

そのためには、高齢期の男女を他の世代とともに地域社会を支える重要な一員としてその役割を積極的にとらえ、安定した社会保障制度の運用等、社会的な支援体制を整備し、男女共同参画社会を実現していく必要があります。

*** 高齢化率**

総人口に対する高齢者(65歳以上)の割合のことで高齢者数÷総人口×100(%)で算出します。

産業構造、就業構造の変化

～誰もが働きやすい社会の実現を～

少子・高齢化の進行や産業構造、就業構造の変化等、社会経済情勢は急速に変化しています。

国勢調査によると、岡谷市の15歳以上の就業者数は、1990年(平成2年)では32,178人、1995年(平成7年)では31,706人、2000年(平成12年)では30,209人と年々減少しています。また、年齢区分別女性の就業率は、出産・子育て期の30歳から34歳の就業率の落ち込みが見られます。30代後半からは子育て期を終えた女性が再就職するため就業率は増加しますが、一般的にその多くはパートタイム労働です。

生産年齢人口(15歳～64歳までの年齢の人口)が今後一層減少すると予想される中で、豊かで活力ある社会が築かれ、安定した社会保障制度が維持されるためには、誰もが、家庭と仕事が両立できるような働きやすい社会を実現するため、就業条件の整備や職業能力開発等の環境整備が急務となっています。

このように、少子・高齢社会や経済情勢等の変化に伴う新たな課題を踏まえ、今後のまちづくりの方向や男女共同参画に関連する事業の将来の方向を見据えて、基本的な政策目標を再度検討し、取り組むべき施策を精査し施策を体系化しました。

2 . 計画策定の背景

国内外の動き

〈世界的な流れ〉 ~地球規模での行動を展開~

国連は1975年(昭和50年)を国際婦人年として以来、1995年(平成7年)の北京会議に至るまでの4回にわたる世界女性会議や、***女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約**などを通じて、男女平等に向けて地球規模での行動を展開してきました。

北京会議では、女性と健康、女性に対する暴力、女性とメディアといった12の重大領域について各国が取り組むべき視点を明らかにした「北京行動綱領」を採択しました。さらに、ニューヨークの国連本部で開かれた女性2000年会議では、北京行動綱領の目標や達成に向けて各国の決意を表明するとともに、女性に対する暴力に関する法律の整備や防止策など具体的な取り組みも提案され、さまざまな状況下における女性の多様な生き方と人権の擁護が確認されました。

***女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約**

1979年(昭和54年)国連総会において採択されました。この条約は、あらゆる分野において性による差別の禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、法制度だけでなく、慣習やしきたり等個人の意識も変革するよう求めています。また「女性に対する差別」の定義に、区別・排除・制限も差別としています。日本は1985年(昭和60年)に批准しました。

〈国内の動き〉 ~世界の動きと同一步調で~

国内においても、こうした世界の動きを受けて、1977年(昭和52年)に「国内行動計画」を策定し、むこう10年間の女性に関する行政の課題や施策の方向を明らかにし、女性問題への本格的な取り組みを始めました。

1994年(平成6年)には国内本部機構の充実強化を目的に、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を本部員とする「男女共同参画推進本部」を設置し、「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

その後、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(***男女雇用機会均等法**)」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・休業法)」等の改正や、家庭科の男女共修などの国内法等の整備を進めました。

さらに1999年(平成11年)には、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行う上での法的根拠となる***「男女共同参画社会基本法」**を制定し、男女共同参画社会の実現を、21世紀のわが国にとっての最重要課題と位置づけ、男女共同参画社会形成の促進に関する地方公共団体の責務を明らかにしました。

2000年(平成12年)には、「男女共同参画基本計画」を策定し、2001年(平成13年)から内閣府に男女共同参画局を置いて、一層強化した推進体制で取り組みを進めています。

* 男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。

1999年(平成11年)に施行された改正男女雇用機会均等法では、労働者の募集・採用における女性に対する差別が禁止されました。

* 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにして、その方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを、総合的かつ計画的に推進することを目的として1999年(平成11年)6月に制定されました。

《県の動き》 ~ 県民とともに ~

長野県では、1980年(昭和55年)に「長野県婦人行動計画」を策定しました。その後、行動計画は「新長野県婦人行動計画」、「さわやか信州女性プラン」、「信州女性プラン21」を経て、現在は長野県男女共同参画計画「パートナーシップながの21」(平成13~17年度)として、施策が推進されています。

1984年(昭和59年)には女性の地位向上と福祉の向上を図るため、学習や活動の拠点として、岡谷市に「長野県婦人総合センター」がオープンし、現在は「長野県男女共同参画センター」と改称され、“あいとぴあ”の愛称で親しまれています。

2002年(平成14年)12月には、県民・事業者と県が協働して、性別によって制約されることなく、のびやかに暮らせる長野県をめざし、「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

2004年(平成16年)5月から企画局男女共同参画課は社会部人権尊重推進課と併合し、“*** ユマニテ**・人間尊重課”と改称されました。

* ユマニテ humanite

人間性、人類、仁、人情などを意味するフランス語です。

《婦人の家・婦人総合センター》

1965年(昭和40年)には、工業のまちとして県下で最初に「長野県岡谷婦人の家」が設置され、1969年(昭和44年)からは施設の管理運営が長野県から岡谷市に移管され「岡谷市婦人の家」として、2003年(平成15年)3月まで女性の福祉の増進、地位向上や能力開発等の事業を実施してきました。(現在、婦人の家の機能は生涯学習館“カルチャーセンター”に引き継がれています。)

また、1984年(昭和59年)には、「長野県婦人総合センター」(現在の長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”)を市内女性団体の協力を得て誘致し、同センターの事業推進に協力しています。

《婦人対策担当と女性行政推進協議会の設置》

1988年(昭和63年)には教育委員会に婦人対策担当(現在の男女共同参画担当)を設置し、女性問題に関する正しい認識の啓発など、女性行政の総合対策と総合調整を図り、女性の能力開発、女性特有の課題解決などに向けて、関係機関、関係団体と連携を図り事業を推進してきました。

また、1994年(平成6年)には、女性問題に関する施策を総合的、計画的に推進するため、市長を会長、教育長を副会長とし、理事者、部課長、主幹等で構成する「岡谷市女性行政推進協議会」(現在の岡谷市男女共同参画推進協議会)を設置し、施策の推進を図っています。

《女性行動計画の策定と男女共同参画条例の施行》

1994年(平成6年)3月には、岡谷市の女性の現状と課題を明らかにし、課題解決の施策の方向を示した「岡谷市女性行動計画」を策定しました。

この計画では、「男女共同参画型社会の人づくりと活力と魅力ある住みよいまちづくり」を基本目標に事業を展開しました。

2000年(平成12年)3月には「第2次岡谷市女性プラン」を策定しました。この計画では、「男女共同参画社会の形成」をめざし、総合的に事業を展開してきました。また、男女共同参画施策をより効果的に進めるため、2002年(平成14年)6月に、関係推進団体として「岡谷市男女共同参画推進市民会議(現在の岡谷市男女共同参画推進市民の会“パートナーシップおかや”)」を設立し活動支援を行うとともに、協働により多くの事業を展開しています。

さらに、男女共同参画社会の実現を総合的、計画的に推進することを目的として、2004年(平成16年)4月に「岡谷市男女共同参画条例」を施行しました。同年6月には条例に基づいて「岡谷市男女共同参画審議会」を設置し、2005年(平成17年)3月には「男女共同参画計画おかやプラン」を策定しました。

根拠となる「岡谷市男女共同参画条例」

(男女共同参画計画)

- 第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう努めなければならない。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ岡谷市男女共同参画審議会に意見を求め、その意見を尊重しなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

〈人権尊重都市宣言〉

人権の世紀をめざす 21 世紀は、お互いの個性や多様な生き方を認めあい、性別や年齢、障害、人種等により差別されることのない、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを推進する必要がありますが、現実には様々な差別があります。

岡谷市では、市民憲章の理念に基づき、1996 年(平成 8 年)3 月に人権尊重都市宣言を掲げ、市民一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重される差別のない社会づくりのため、**人権・差別の問題に気づき、差別のない人づくり** **人権・差別の問題を自らの問題として解決していこうとする人づくり** **人間尊重の精神に貫かれた社会をつくる人づくり**の人権教育・啓発を基本目標として取り組んでいます。

岡谷市の男女共同参画社会づくりには、この「人権尊重都市宣言」も基盤となっています。

人権尊重都市宣言

わたくしたちは誰もが等しく基本的人権が保障され、人間らしく幸せに生活したいと願っています。

市民憲章では、「あたたかい心で交わり、住みよい人間尊重のまちをつくります。」と掲げ、全市民が人権意識を高めるための努力をしています。

しかし、わたくしたちの周りには、さまざまな人権問題が存在していることも事実です。

今こそ、人権の尊重は、市民一人ひとりの課題として受けとめ、明るく住みよいまちづくりのために努めなければなりません。

よって、わたくしたちは、基本的人権を正しく理解し、あらゆる人権侵害をなくすことを誓い、ここに岡谷市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

1996 年 3 月 21 日宣言

3 . 計画の基本的な考え方

基本理念

誰もがお互いに人権を尊重し認めあいながら、喜びも責任も分かちあい、自らの意思によって、家庭・地域・職場・学校などさまざまな分野に対等な立場で*参画し、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

*参加と参画

参加とは、組織の一員として活動に加わることで、参画とは、意思決定の場や計画づくりの場に加わることです。

男女の人権の尊重

あらゆる差別を排し、基本的人権を尊重する社会をめざします。

社会における制度・慣行についての配慮

昔からの風習や生活習慣にとらわれず、誰もがさまざまな活動ができるよう社会の制度や慣行のあり方を考えます。

政策の立案や方針決定への共同参画

社会のあらゆる分野へ男女の多様な考え方を反映していくため、政策の立案や方針決定に共同参画できるための条件整備を推進します。

家庭生活における活動と他の活動の両立

家族がお互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動など、あらゆる場に対等な立場で参画できる環境づくりを推進します。

国際的協調

国際社会における取り組みと密接な関係があることから、他の国々や国際機関の動向に配慮します。

4 . 計画の性格と期間

計画の性格

「岡谷市女性行動計画」「第2次岡谷市女性プラン」の基本的考え方をさらに発展させ新たな課題に対応した岡谷市の進むべき基本方針を示したものです。

「男女共同参画社会基本法」「岡谷市男女共同参画条例」の基本理念を尊重して策定しました。

国の「男女共同参画基本計画」や「パートナーシップながの21～長野県男女共同参画計画～(改訂版)」、「第3次岡谷市総合計画」及び庁内部門別関連計画との整合性を図りました。

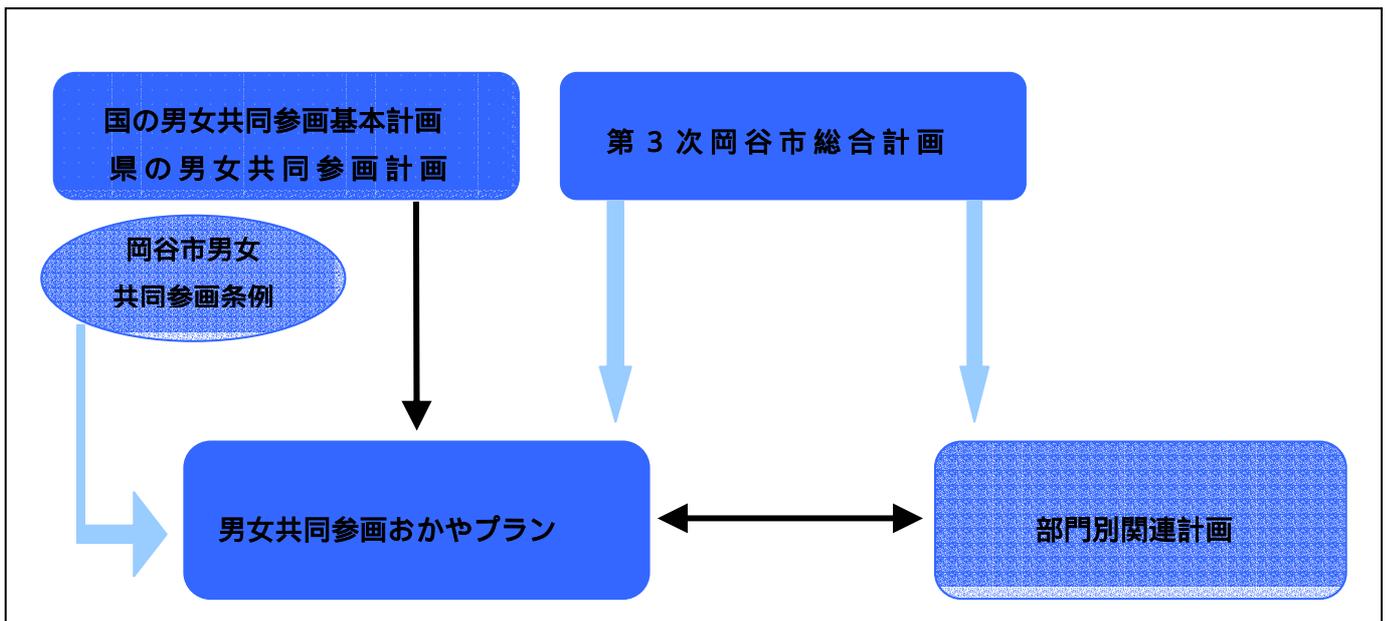
子どもから高齢者に至る諸問題を男女共同参画の視点でとらえ、安心して暮らせる豊かな地域社会を実現するために、関連する施策を広く取り上げました。

男女共同参画に関する市民意識調査や計画策定のための懇談会、男女共同参画審議会等で出された意見や提言を反映し、その実施に当たっては、市民や事業者、教育関係者、関係機関、関係団体等の理解と協力を得ながら、行政が一体となって、それぞれの立場で、積極的に行動するための指針となるよう策定しました。

計画期間

2005年度(平成17年度)から2009年度(平成21年度)までの5年間とします。

近年、国内外の動きや社会経済情勢等の変化には著しいものがあり、岡谷市を取り巻く情勢も大きく変わることが予想されます。また、価値観やライフスタイルも年々多様化しています。これらの変化に対応した施策を的確に推進するため、必要に応じ見直しを行います。



基本となる「岡谷市男女共同参画条例」

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的施策を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、心豊かな活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

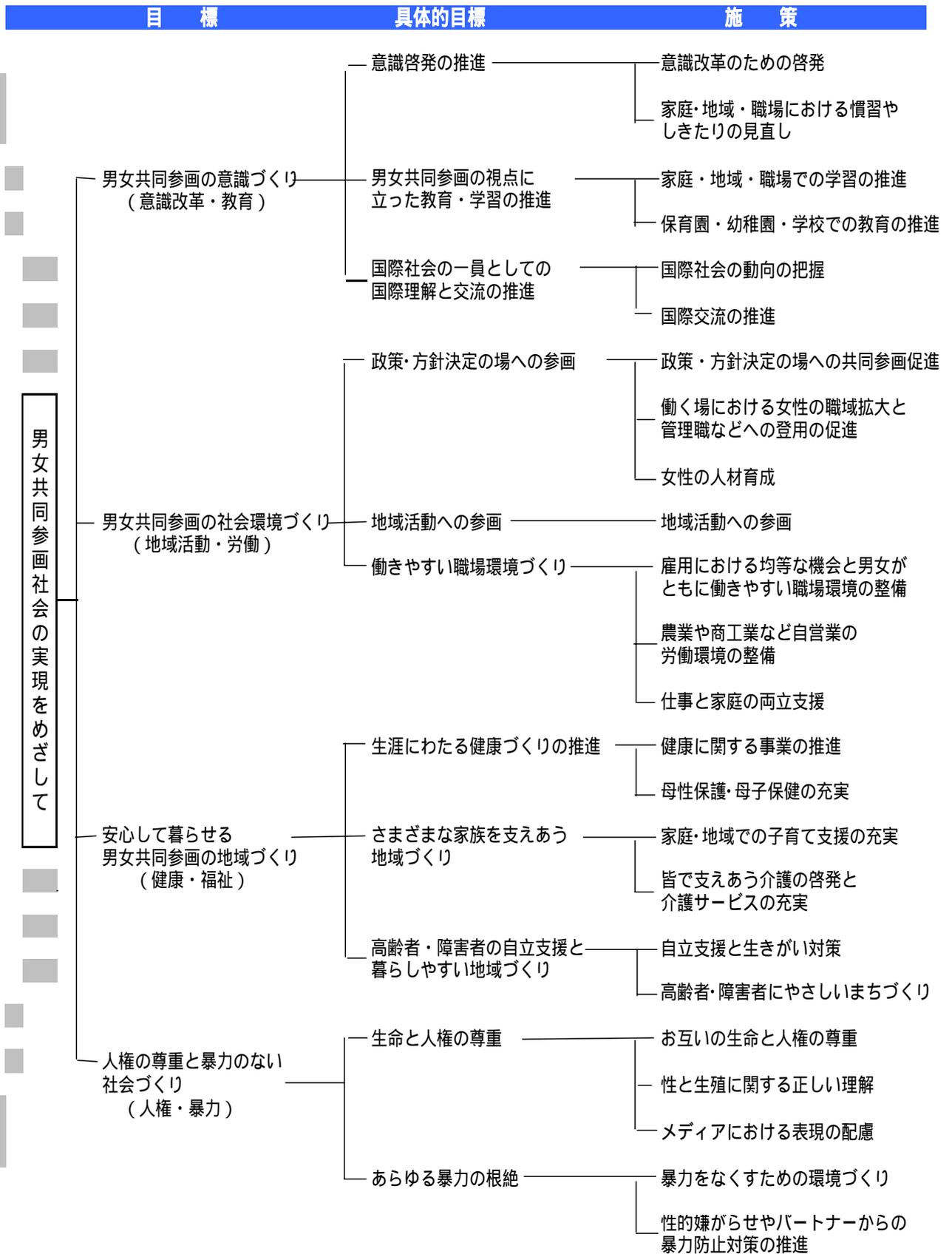
- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、互いの特性を認めあい、個人としての尊厳が重んじられるとともに、性別により差別を受けることなく男女の真の平等を基礎とした人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、固定的な役割分担等に基づく男女の社会生活に影響されることなく多様な生き方を選択でき、個人としての能力を十分に発揮できるよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、政策又は方針決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、家事、育児、介護その他家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、男女が相互の協力と社会の支援のもと、家庭生活又は職業生活の両立及びその他の活動にも対等に参加できるよう配慮されること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることから、その動向に配慮すること。

5 . 計画の体系



第2章 計画の内容

目標 男女共同参画の意識づくり（意識改革・教育）

具体的目標 1 意識啓発の推進

現況と課題

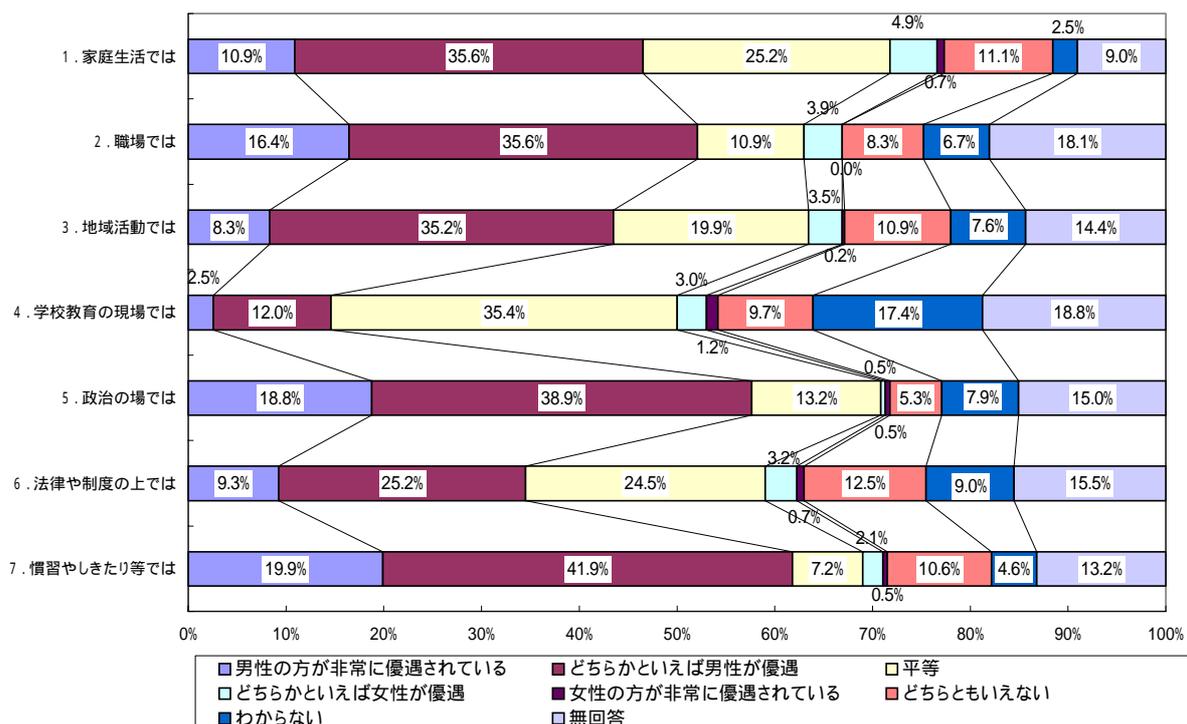
2004年(平成16年)4月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」)によると、男女共同参画意識は前回調査時1999年(平成11年)に比べ向上していますが、女性の9.6%、男性の21.5%が、「男は仕事、女は家庭」というような、男女の固定的な役割分担意識を持っています。また、不平等を感じる項目は「慣習やしきたり」、「政治」、「職場」、「家庭生活」、「地域活動」、「法律や制度」、「学校教育の場」の順になっています。

私たちの意識や行動、慣習やしきたりなどの中には、いまだに女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残っており、このことが男女共同参画社会を形成する上で、もっとも大きな影響を与えています。

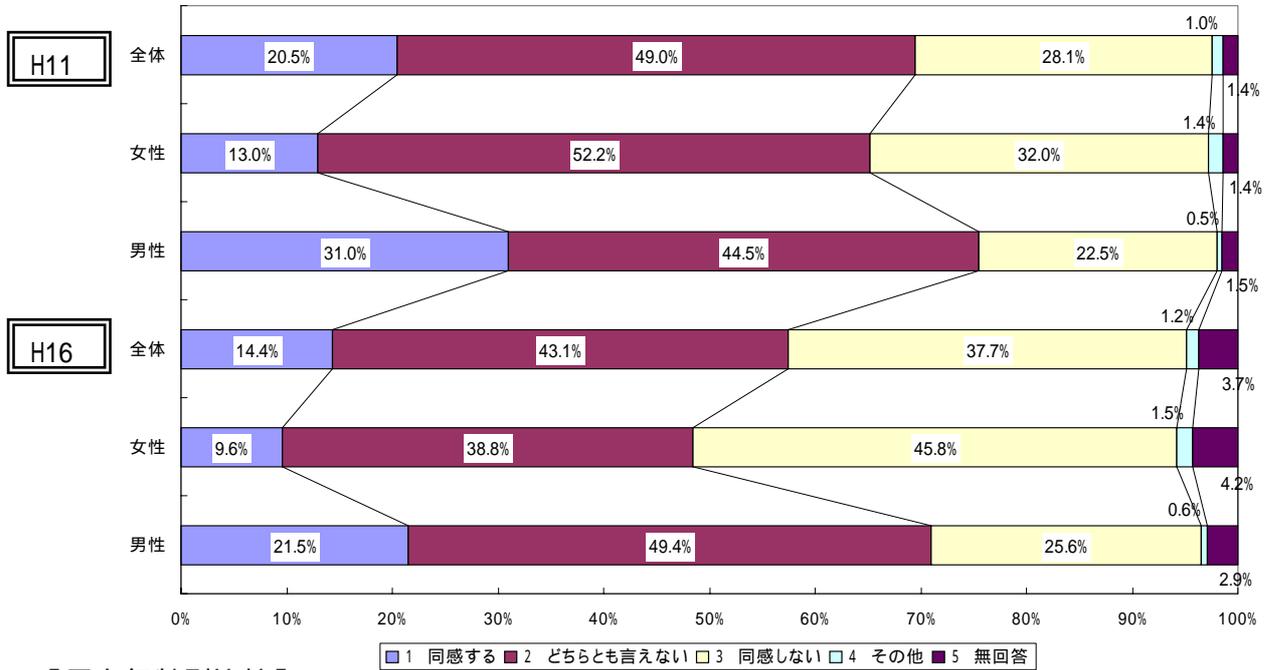
男女共同参画社会の実現をめざして、「男だから」「女だから」という固定的な考え方にしばられず、人間として一人ひとりが尊重され、ともに社会を支えあい、築いていくことが大切です。

男性も女性もお互いの人格を尊重し、能力を十分発揮することができる男女共同参画社会をめざし、地域や職場、学校や家庭など、あらゆる機会をとおして意識啓発に取り組む必要があります。

問 あなたは次にあげる分野において男女の地位は平等になっていると思いますか。

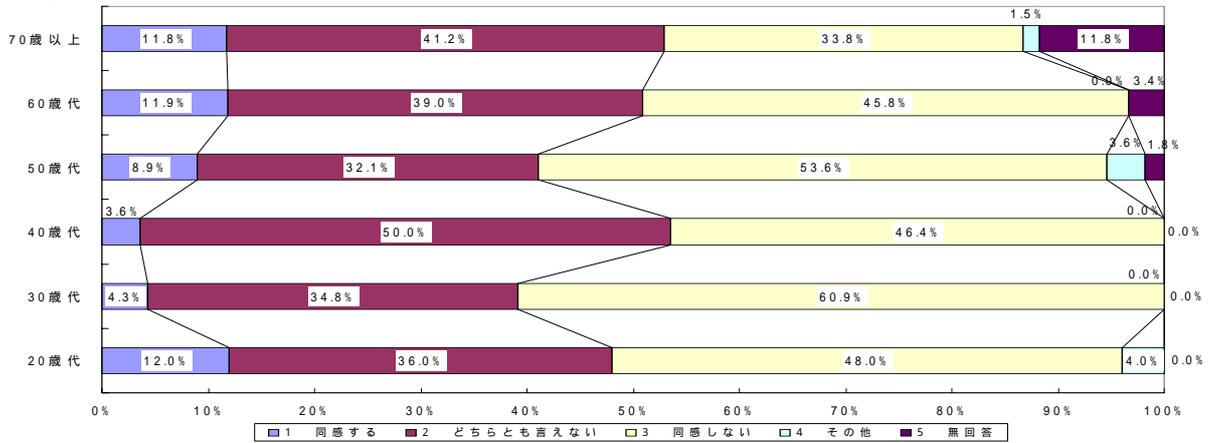


問 「男は仕事、女は家庭」という考えについて

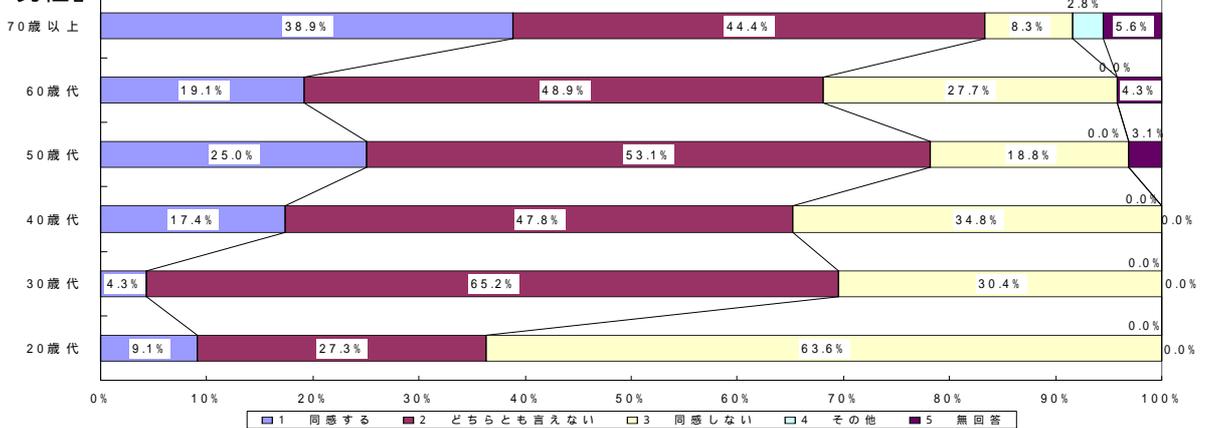


【男女年齢別比較】

『女性』



『男性』



施策1 意識改革のための啓発

具体的な施策	主な担当課
すべての事業において、男女共同参画の視点に立って事業を推進します。	全課
多くの市民が参加しやすい講演会やセミナーを実施します。	生涯学習企画課
出張セミナーや出前講座を実施します。	生涯学習企画課
関係市民団体の育成・支援を行います。	生涯学習企画課
広報・インターネットなどで情報を提供します。	生涯学習企画課
「男女共同参画週間」の周知と意識啓発を行います。	生涯学習企画課
市職員研修を実施し意識改革を図ります。	総務課 生涯学習企画課

市民のみなさんは

- ・地域や職場、学校や家庭などの日常生活の中で、お互いに思いやり、認めあいながら責任も分かちあう意識を養いましょう。
- ・男女共同参画を推進している市民活動に参画しましょう。

関連する「岡谷市男女共同参画条例」

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画推進に関する施策の実施に当たっては、国、県その他地方公共団体、市民、事業者及び教育関係者と連携し、取り組むものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域等あらゆる分野において、男女共同参画を自ら積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画推進の施策を理解し、協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動を行うよう努め、職業生活とその他の活動とを両立することができる環境の整備に取り組み、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策を理解し、取り組むよう努めなければならない。

（教育関係者の責務）

第7条 教育関係者は、教育が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

施策2 家庭・地域・職場における慣習やしきたりの見直し

具体的な施策	主な担当課
家庭・地域・職場に対応した講演会やセミナーを実施します。	生涯学習企画課
地域・職場・団体への出張セミナーや出前講座を実施します。	生涯学習企画課
「男女雇用機会均等月間」や関係する制度等の周知を図ります。	工業振興課

市民のみなさんは

- ・家族でお互いの役割について、無意識に「男だから、女だから」と決めていないか見直しましょう。
- ・地域社会の慣習やしきたりの中に残る、「男のすること、女のすること」といった役割分担を見直しましょう。

事業者・教育関係者のみなさんは

- ・男女共同参画の視点で職場をチェックしてみましょう。

関連する「岡谷市男女共同参画条例」

（市民等の理解を深めるための措置）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関し、市民、事業者、教育関係者、民間団体、地域団体等が理解を深め、自主的な取組を行うことができるようにするため、広報活動、学習、研修の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の活動に対する支援）

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民、事業者、教育関係者、民間団体、地域団体等に対し、その活動に必要な情報提供その他の支援を行うものとする。

具体的目標 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

現況と課題

男女共同参画の意識や価値観をつくるうえで、家庭・地域・学校・職場などでの教育や学習は、人々の意識に男女平等や女性の尊重を根づかせるための大切な役割を持っています。

家庭は親のしつけや教育をとおして、子どもがひとりの人間として成長を遂げるために最も重要な役割を担う基礎的生活の場です。家族がそれぞれの個性を伸ばすことができるような機会や場の提供が必要です。

人格形成の基礎となる教育は、幼児期では遊びをとおし、学校教育では全教育活動の中で、人権意識や男女平等などの意識を育てる学習内容や指導方法を工夫して取り組んでいます。

また、男女共同参画の意識づくりに大きな影響を及ぼす教育は、将来の社会を担う子どもたちが成長する過程で、その個性と能力を十分伸ばし豊かな人間性を育むことができるよう、男女共同参画の視点に立って進める必要があります。

男女共同参画の意識づくりに生涯学習の果たす役割も大変重要です。生涯にわたっての男女平等と人権尊重の意識改革のためには、地域社会をはじめとしたあらゆる場における、男女共同参画社会の実現に向けての学習会などの開催や関連情報の提供に積極的に取り組む必要があります。

施策 1 家庭・地域・職場での学習の推進

具体的な施策	主な担当課
ライフステージにあわせた情報や学習の場を提供します。	生涯学習企画課 生涯学習活動センター
地域・企業・団体等への情報を提供します。	工業振興課 商業観光課 生涯学習企画課
家庭での日常生活における役割分担意識の是正・啓発を行います。	生涯学習企画課
保育士・教職員の研修を充実します。	児童福祉課 学校教育課

市民のみなさんは

- ・男女共同参画の視点から子育てや介護を見直しましょう。

市民・事業者・教育関係者のみなさんは

- ・家庭・地域・職場で「男女共同参画社会」について考えてみましょう。
- ・男女共同参画に関する講座や学習会を積極的に活用しましょう。

関連する「岡谷市男女共同参画条例」

（教育及び学習活動の支援）

第16条 市は、学校、家庭、地域及びその他の社会において、男女共同参画に関する教育及び学習活動を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

施策2 保育園・幼稚園・学校での教育の推進

具体的な施策	主な担当課
個性を尊重した指導・進路指導を推進します。	児童福祉課 学校教育課
保護者への啓発を行います。	児童福祉課 学校教育課
保護者を対象とした学習の場を提供します。	児童福祉課 学校教育課 生涯学習企画課

保護者のみなさんは

- ・保護者の一人として、子どもたちを取り巻く状況について考えてみましょう。
- ・性別にとらわれることなく、自ら考え決めていくことのできる子どもの育ちを大切にしましょう。
- ・子どもは大人の姿を見て学ぶことから、家庭での男女共同参画を積極的に進めましょう。

市民・教育関係者のみなさんは

- ・次代を担う子どもたちに、個性や人権を尊重した教育を、家庭や地域・学校で実践していきましょう。

具体的目標 3 国際社会の一員としての国際理解と交流の推進

現況と課題

国の男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、国際婦人年以来、国際的な動きと連動しながら進められてきました。国際社会における取り組みや課題について理解を深めることは、私たちの暮らしの中で男女共同参画を進めていく上でも大切です。

しかし、世界における日本の女性の社会参画は、生活水準が高い割には進んでいないのが現状です。それは古い慣習やしきたりに固執し、そこから抜けきれない意識に起因しているともいえます。

岡谷市では、(財)岡谷市国際交流協会と連携して、市民や各種団体、企業等、各層を対象にさまざまな国際交流事業を実施し、地域における国際理解の醸成と推進を図っていますがさらに国際社会の一員としての視野と国際感覚を持った市民性を養うことも大切です。

岡谷市の在住外国人は総人口の約 1.7%を占め、生活習慣の違いやことばの問題などに対する相談対応や交流をとおして、異文化への理解や国際感覚の養成をしていく必要があります。

多くの課題を抱えるグローバル化社会の実情を踏まえ、そうした状況下における岡谷市のあり方を考える機会を提供するとともに、地元に住む外国人を地域の一員として迎えるための相互理解を深める機会の充実や、生活していく上でのさまざまな問題に直面する外国人に対し、身近な相談などの生活支援ができる体制づくりも求められています。

岡谷市の在住外国人登録者数の推移

各年 3 月 31 日現在 (単位: 人)

	ブラジル	フィリピン	韓国・朝鮮	中国	その他	合計
平成 13 年	346	156	165	114	137	918
平成 14 年	319	152	159	117	120	867
平成 15 年	331	137	159	106	122	855
平成 16 年	377	157	143	130	127	934
平成 17 年	432	176	130	162	168	1,068

資料: 岡谷市市民課

施策 1 国際社会の動向の把握

具体的な施策	主な担当課
男女共同参画の視点に立った国内外の情報を提供します。	生涯学習企画課
国際理解に関する講座を充実します。	企画課 生涯学習活動センター

施策2 国際交流の推進

具体的な施策	主な担当課
国際理解教育を推進して、児童、生徒が自他の文化を理解し、互いを尊重しあう精神の醸成を図ります。	児童福祉課 学校教育課
語学講座を充実させ、国際理解の推進を図ります。	企画課 生涯学習活動センター
外国人英語指導助手の活用や、国際交流協会との連携による英語教育の充実を図ります。	企画課 学校教育課
国際交流員を配置し、国際理解・国際交流の推進を図ります。	企画課
国際化相談室を設置し、生活全般についての相談、またインターネットを活用した情報提供等、在住外国人に対するインフォメーション事業の充実を図ります。	企画課

市民・事業者・教育関係者のみなさんは

- ・身近に暮らす外国人と、ともに生活し協力しあうという姿勢を持ち、日常生活の中で実践していきましょう。
- ・世界のさまざまな国の動向や、文化・歴史などについて関心を持ちましょう。
- ・世界の女性や子どもたちが抱えるさまざまな問題について関心を持ちましょう。
- ・地域で暮らす外国人との日常的交流をとおして、習慣・文化・社会についての理解を深めましょう。
- ・異文化の相互理解を深める取り組みをしましょう。

*パブリックコメント

*パブリックコメント public comment

決定前に市民に公表し、寄せられた意見・情報を考慮して
意思決定を行う仕組みの事です。

子どもたちにとって、家庭や保育園・学校
で男女共同参画の感覚が身につけば、社会
に出ても自然にできると思う。

だからこそ、家庭はもちろん保育園・幼稚
園・学校で男女共同参画の取り組みに力を
入れて欲しい。これからの社会を変えてい
くのは子どもたちだから。

40代 男性

男女共同参画は、体力や体(性)の違
いを大切にして、お互いに尊重し合
い、助け合う心を育てることが大切
だと思います。

60代 女性

男女共同参画を身近に感じていない人に
どのように広めていくかが、これからの
重要な課題であると思う。

40代 男性

市民意識調査の結果を見て、日常生活
の多くの場面で、依然として男女不平
等が存在しており、一般的な認識と現
実に大きなへだたりがあることがわ
かった。

60代 男性

犯罪者や被害者の支援活動をとおして感ず
ることは、大人が人権を尊重しあうことが
大切。そして家庭の中にけんかを持ち込ま
ないこと。子どもを優しく育てること。
その子の人生に影響する。
人となかよく暮らすことが大切。

60代 女性

昔からの良い伝統や風習は大切に残し
て、その人の個性が輝き、日常の生活の
中に人生の生きがいを感じることがで
きるような、男女共同参画社会を望んで
います。

50代 女性

交通事故防止は円満な家庭からと言われて
います。

家庭からなかよく、男女共同参画で円満な
家庭を。

50代 女性

目標 男女共同参画の社会環境づくり（地域活動・労働）

具体的目標 1 政策・方針決定の場への参画

現況と課題

女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、政策・方針決定の場への参画は決して十分とはいえません。

心豊かで暮らしやすい社会を築いていくためには、女性のやる気や能力を、地域・社会活動や今後のまちづくりに反映することが大切です。女性の意見も市政に反映されるよう、女性の積極的な参画を進めていく必要があります。また、地域、団体や企業などにおいて、方針決定や企画立案に、男女が対等な立場で意見を述べあうことは望ましい形といえます。

男女雇用機会均等法の改正により、働く女性に対する差別的取り扱いの禁止が強化され、制度上の環境は整ってきましたが、実際には、女性の働く場所が特定の職種に限られたり、管理職への登用が進んでいないなど、雇用における男女格差は依然として残っています。

働く場でも、ともにその能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することが大切です。女性自身も社会のあらゆる分野でその責任を自覚し、自主的・主体的に参画していく意識づくりに取り組む必要があります。

施策 1 政策・方針決定の場への共同参画促進

具体的な施策	主な担当課
各種委員への女性の参画を促進します。	全課
各種委員の公募を拡大します。	全課
女性の参画意識の啓発を行います。	生涯学習企画課

市民のみなさんは

- ・ 市政に関心を持ちましょう。
- ・ 政策・方針決定の場に積極的に参画し、市のまちづくりに自分の力を生かしましょう。

施策2 働く場における女性の職域拡大と管理職などへの登用の促進

具体的な施策	主な担当課
企業などに男女雇用機会均等法の周知を図ります。	工業振興課 商業観光課
女性の職域拡大と管理職登用についての啓発を行います。	工業振興課 商業観光課 生涯学習企画課
労務担当者、採用担当者への研修会を実施します。	工業振興課 商業観光課

事業者のみなさんは

- ・男女の均等な雇用の機会と待遇の格差について職場を見直してみましよう。
- ・女性の職域を拡大し、責任ある立場において能力が発揮できるよう教育・訓練の機会を与え、管理職への積極的な登用を進めましよう。

関連する「岡谷市男女共同参画条例」

（雇用等における男女の平等な機会と待遇の確保）

第17条 市は、雇用における男女の平等な機会の確保に関する事業者の取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

施策3 女性の人材育成

具体的な施策	主な担当課
女性の能力開発のための情報提供を行います。	工業振興課 商業観光課 生涯学習企画課
女性の就業や社会参画の学習の場を提供します。	工業振興課 商業観光課
女性リーダーの能力開発のための情報提供を行います。	生涯学習企画課

市民のみなさんは

- ・意欲を持って、積極的に社会参画できる力をつけましよう。
- ・能力開発のための各種研修会や講演会には、積極的に参加しましよう。

事業者のみなさんは

- ・職場における教育訓練には、男女の区別なく参加させましよう。

具体的目標 2 地域活動への参画

現況と課題

誰もが暮らしやすい地域づくりを進めていくためには、地域の中での男女共同参画への取り組みは非常に大切です。

地域を支える区や地域団体の活動に参加している女性の数は多く、大切な役割を果たしていますが、活動の主体は女性、方針決定は男性といった古くからの慣習や社会通念が根強く残っており、方針決定の場への女性の参画はまだまだ少ない状況です。

岡谷市においても各区の役員は男性がほとんどですが、新しいまちづくりをめざして積極的に女性の参画を促すため、役員の選出方法を見直す区も見られるようになってきました。

また、岡谷市消防団では、女性の積極的な入団促進を図り、1987年(昭和56年)から、それまで男性だけであった消防団員へ女性が参画し、消防音楽隊をはじめ各地区の分団活動において火災予防活動や、災害時の後方支援活動ならびに高齢者宅の防火指導にあたり、最近では女性団員の積極的な活動が目覚しく、消防操法訓練や大会、火災消火活動や各種災害にも出動し活躍しています。

このことから、女性が積極的に参画できるような環境をつくとともに、女性の参画意識の向上をめざした学習機会や情報の提供が必要です。

また、一般的に男性は職場(仕事)中心の生活になりがちで、地域活動への参画が困難な現状にあります。職場(仕事)中心の意識の見直しや、退職してからも地域活動に積極的に参画する意識の改革が必要です。

施策 1 地域活動への参画

具体的な施策	主な担当課
区の役員など女性が参画しやすい組織づくりのための意識啓発を行います。	生涯学習企画課
男女共同参画推進市民団体と地域団体との交流の場を提供します。	生涯学習企画課
保護者会やPTA役員などへの共同参画を推進します。	児童福祉課 学校教育課
地域住民への消防団活動に対する理解と積極的な入団促進を行います。	消防課

市民のみなさんは

- ・各区や市民団体などの役員として、共同参画しやすい地域づくりをしましょう。
- ・保護者会やPTA役員の共同参画について見直してみましょう。
- ・役員への参画を、家族や地域で応援しましょう。
- ・地域の活動に積極的に参画しましょう。

具体的目標3 働きやすい職場環境づくり

現況と課題

急激に進む少子・高齢化や激変する社会・経済情勢への対応という視点からも、男女が心身ともに健康で意欲的に働き続けられ、仕事と家庭を両立できる環境の整備が重要な課題となっています。

「岡谷市年齢別就業率」を見ますと、依然としてM字カーブの形状があり、このことから女性は、仕事と家事・育児・介護などの家庭生活との両立が就労の障害となっていることが伺われます。また、「市民意識調査」の結果も、女性が仕事を続ける上で障害になることとして、「仕事と育児・介護を両立させるための制度上の問題」、「再就職における雇用労働条件」、「家族の協力・理解」の順となっています。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正に伴い、職場と家庭が両立できる環境づくりが進められていますが、現実には男女の賃金の格差や、昇進・昇格の不平等など、まだまだ男女間の格差が残っているのが現状です。また、出産・育児・介護などが女性に過重な負担となっていることなど、女性がいきいきと働き続けることのできる状況とはなっていません。

仕事と家庭生活の両立がしやすい多様な働き方ができるよう、就業条件や職場環境を整備するとともに、女性自身の職業能力や職業意識の向上と同時に男性の仕事優先の働き方について考えていくことも重要となっています。

また、農業や商工業などの自営業においては、兼業が増加し後継者も少なくなる中で女性は生産や経営の担い手として重要な役割をはたしており、商店街の女性たちによる魅力あるまちづくりに向けての積極的な取り組みもみられます。

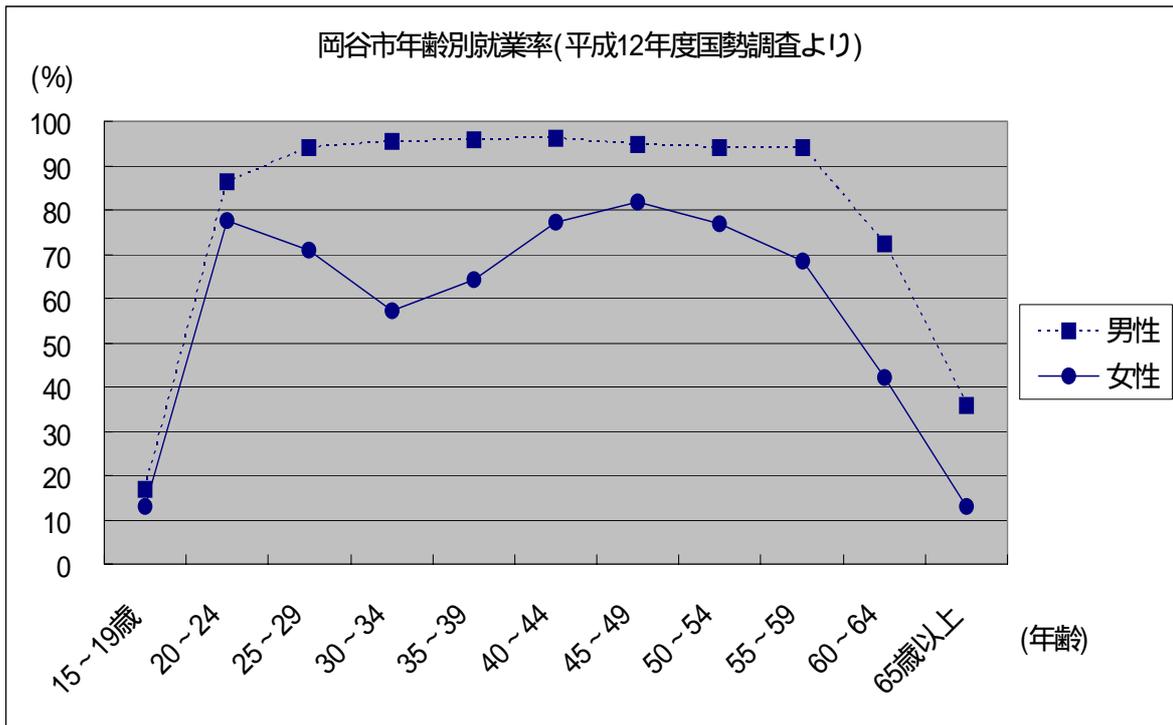
しかし、一般的に農業や自営業は労働の場と生活の場が密着しているため、労働時間や休日、報酬などが明確になっていないことや、経営方針などの決定は男性が中心となっており、女性の果たす役割が正当に評価されていなかったり、家事労働等が過重になっている現状です。

このためにも、農業家庭においては家族の中でお互いの役割や労働時間、報酬などを決めておく*「**家族経営協定**」の役割は大きく、その協定に基づいて取り組んでいく必要があります。

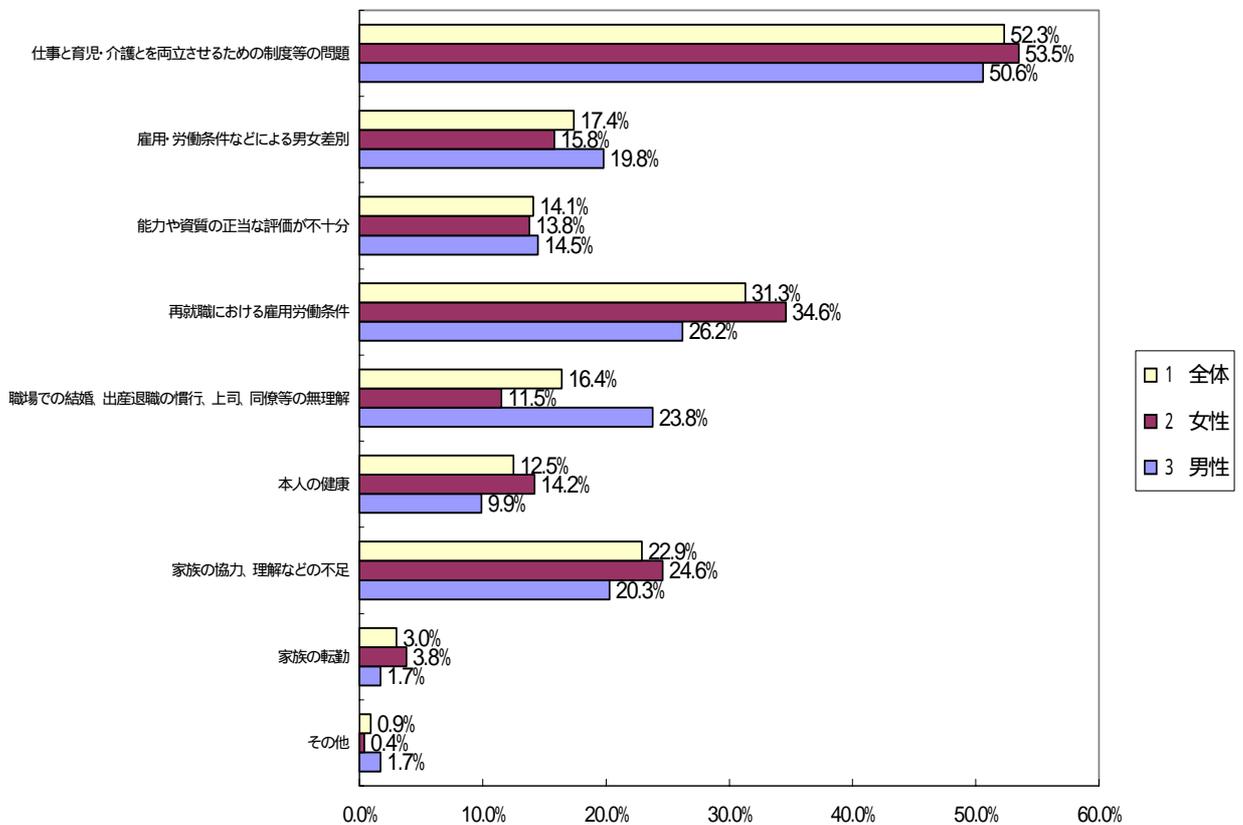
また、農業委員や農業協同組合・商工会議所役員などの政策・方針決定の場への女性の参画の拡大や、女性が自信を持って主体的に生産や経営方針に関われるよう、研修会や学習の場も必要です。

* 家族経営協定

女性農業者や農業後継者にとって、魅力ある農業を営んでいくための一つの方法として、家族で話し合って休日・労働報酬・労働時間等、一定のルールをつくることをいいます。



問 女性が仕事を続ける上で、障害になること



施策1 雇用における均等な機会と男女がともに働きやすい職場環境の整備

具体的な施策	主な担当課
労働基準法・男女雇用機会均等法・パートタイム労働法など関係法制度の周知・啓発を行います。	工業振興課 商業観光課
職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止の啓発を行います。	工業振興課 商業観光課
職場における男女の意識実態調査を実施します。	生涯学習企画課
女性の就業・再就職の情報提供を行います。	工業振興課 商業観光課

事業者のみなさんは

- ・経営する事業所において、男女雇用機会均等法との関連をチェックしてみましょう。
- ・働きやすい職場環境の整備に努めましょう。
- ・セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の防止に努めましょう。

関連する「岡谷市男女共同参画条例」

（性別による人権侵害の禁止）

第8条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由にする差別的扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により個人を傷つけ、不快にさせ、又は強要により不利益を与えること。）
- (3) ドメスティック・バイオレンス（男女間における身体的、精神的な苦痛を与える暴力的行為）

施策2 農業や商工業など自営業の労働環境の整備

具体的な施策	主な担当課
家内労働法・家族経営協定などの関係法制度を周知・啓発します。	工業振興課 商業観光課 農林水産課
知識・技術習得・経営管理能力向上のための研修会等の開催と情報の提供を行います。	工業振興課 商業観光課 農林水産課
起業をめざす女性への支援を推進します。	工業振興課 商業観光課

市民・事業者のみなさんは

- ・ともに対等で大切なパートナーとして仕事を見直しましょう。
- ・話し合いにより「家族経営協定」を結び、一人の人間としての生きがいや経済力を確保するようにしましょう。
- ・農業協同組合、商工会議所などに女性の参画しやすい環境づくりを考えましょう。

施策3 仕事と家庭の両立支援

具体的な施策	主な担当課
産前・産後休業、育児・介護休業等が取得しやすいよう、制度等について普及・啓発を行います。	工業振興課 商業観光課
多様な保育事業の充実と施設の整備を推進します。	児童福祉課
学童クラブの充実と施設の整備を推進します。	生涯学習企画課
介護を地域で支えるため、介護保険やその他の施策を周知します。	介護福祉課
介護保険サービスの基盤整備を図ります。	介護福祉課
介護保険を補完する各種保健福祉サービスの充実を図ります。	介護福祉課

市民のみなさんは

- ・男女がともに育児・介護休業制度等を積極的に活用しましょう。
- ・日常生活の中にある慣習やしきたりを見直し、男女がともに家事・育児・介護を担い、仕事や地域活動ができる環境をつくりましょう。

事業者のみなさんは

- ・仕事優先の職場環境を見直し、男女がともに育児・介護休業などを取得しやすい就業環境をつくりましょう。

関連する「岡谷市男女共同参画条例」

(家庭生活における活動と他の活動の両立支援)

第15条 市は、家族を構成する者が性別にかかわらず家庭生活と職業生活その他の活動とを容易に両立することができるよう、必要な支援及び環境の整備に努めるものとする。

パブリックコメント

私は仕事をしながら2人の子育てをしていますが、岡谷市の保育園は保育時間が充実していてとても頼りになります。

感謝しています。 20代 女性

女性は文化芸術等には積極的に取り組んでいるが、地域でリーダーシップをとるべき場においては、なかなか参加してこない。政策決定の場への男女共同参画を推進するためには、女性の意識改革も必要なことだと思う。

70代 男性

行政自身が「モデル事業所」として育児休業や介護休業の完全取得を自ら進めて欲しい。

20代 男性

例えば、男は10kgの物を持ってても女は7kgしか持てないかもしれないが、この能力差は当然のことであり、双方が100%の力を発揮しているのだから、報酬は同じにすべきである。

事業主がこの位の度量を持たないと、男女共同参画社会の実現は難しいと思う。

60代 男性

職場では、親族が亡くなった場合「忌引き」の制度があるのに、子どもの出産に立ち会うときは休暇がとりにくい。父親として出産に立ち会うことはこれからの子育て参画意識にも大切な機会ととらえて欲しい。一生に数回しかない事なので、事業主は積極的な姿勢を示して欲しい。

30代 男性

企業では、まだまだ出産や介護のために退職しなければならないことや育児休暇が十分にとりにくい。

働きながら安心して子育てできる環境になれば、少子化対策にもつながると思う。

30代 女性

地域社会での女性を取り巻くしきたりや社会通念を打破することは相当厳しい。区会議員、PTAの会長等に女性を積極的に参画させる機会を作るべき。

50代 男性

目標 安心して暮らせる男女共同参画の地域づくり

(健康・福祉)

具体的目標 1 生涯にわたる健康づくりの推進

現況と課題

男性と女性がともにいきいきと暮らしていくことができる男女共同参画社会を実現するためには、生涯をとおして健康で充実した生活を送ることが重要です。常に健康であるためには、日ごろから病気に対する知識を深め、自らの健康管理に努めることが大切です。また、体の健康はもちろんのこと、ストレスの多い現代社会においては、心の健康にも配慮しなければなりません。

幼年期・少年期・青年期・壮年期・高齢期まで、ライフステージ毎の取り組むべき課題があります。そのため、家庭、地域、学校、職場など生活の場に応じた心と体の健康管理の必要性について、お互いに理解を深める必要があります。

社会の発展とともに消費生活も拡大し、安いものが手軽に求められる生活の中で、使い捨てが日常となり、知らず知らずのうちに環境を破壊し、健康な生活を脅かすようになりました。このため、市民一人ひとりが賢い消費者になるとともに、地域ぐるみで環境問題を考え、健康な生活ができるよう啓発活動を推進する必要があります。

現在のわが国では急激な高齢化の一方で、生活習慣病の増加や認知症(痴呆)や寝たきりなどの介護を必要とする人の増加などが社会問題となっています。

これらのことを背景に、岡谷市では、働き盛り世代の死亡の減少や、寝たきりや認知症(痴呆)にならないで生活できる期間、いわゆる健康寿命の延伸や生活の質の向上を図ることをめざし、ライフステージに合わせて、市民一人ひとりが主体となって取り組むべき健康づくりと、それを支援するための環境づくりを進め、「健康はつくるもの」という視点で健康づくりを進めています。

今後も市民一人ひとりの健康を実現するために、国、県、関係機関、関係団体等と連携を深めながら、総合的な推進体制の整備に向けた取り組みを進めていきます。

施策1 健康に関する事業の推進

具体的な施策	主な担当課
「自らの健康は自らつくる」意識づくりと健康づくりを支援します。	健康推進課 スポーツ振興課
健康相談を充実します。	健康推進課
各種健康診査・健康づくり対策を推進します。	健康推進課
身体活動や運動をとおして、心と体の健康づくりを推進します。	健康推進課 スポーツ振興課
生涯をとおして健康で安全な生活の基礎を培う健康教育を推進します。	学校教育課
ライフステージにあわせた健康づくりのための機会を提供します。	健康推進課 スポーツ振興課 生涯学習活動センター
介護予防を推進します。	介護福祉課
環境保全と安全な消費生活を推進します。	環境安全課

市民のみなさんは

- ・心身ともに健康で過ごすため、各種健康診査を受けるとともに、生涯をとおして自己の健康に気を配りましょう。
- ・健康教室や学習の場に積極的に参加しましょう。
- ・男女の身体的性差を正しく認識し、心と体の健康維持に努めましょう。

事業者のみなさんは

- ・健康診査等を定期的 to 実施し、健康づくりの推進に努めましょう。

施策2 母性保護・母子保健の充実

具体的な施策	主な担当課
母性の尊重と母性保護に関する啓発を行います。	健康推進課
母子保健教育・保健指導を充実します。	健康推進課
安心して生み育てられるよう、妊産婦・乳幼児の健康診査、育児相談・指導を充実します。	健康推進課

市民のみなさんは

- ・母性保護の大切さを正しく認識し、家庭や地域、職場で適切な対応をしましょう。

事業者のみなさんは

- ・母性保護・母子保健の充実に努めましょう。

具体的目標 2 さまざまな家族を支えあう地域づくり

現況と課題

社会経済情勢が大きく変動しているなか、生活習慣の変化や価値観の多様化などにより私たちの生き方、暮らし方も大きく変化してきました。

高齢者や障害者など介護や支援の必要な人がいる家庭やひとり親家庭では、介護や育児の負担が問題となっています。

育児・介護休業制度など、法制度は整えられてきたものの、現実には、育児休業や介護休業の取得は女性が圧倒的に多く、日常生活においても女性に負担が偏りがちのため、男女が協働して子育てや介護などを担うことが大切です。

また、近年、子育てに悩む親が増えており、子育てに対する支援を望む声が多く聞かれます。少子化社会においては、子どもを安心して産み育てられるための環境整備は、今後の重要な取り組みといえるでしょう。

少子高齢化、核家族化が進み、地域社会における人間関係も希薄になり、ストレスの多い現代社会において、男女がともに協力し責任を担いながら子育てや介護などができるよう、地域社会全体で支援していくことが求められています。

施策 1 家庭・地域での子育て支援の充実

具体的な施策	主な担当課
保護者を対象に出産・子育ての講座を開設します。	健康推進課 児童福祉課
子育て支援館「こどものくに」・子育て支援ルーム・学童クラブを充実します。	児童福祉課 生涯学習企画課 生涯学習活動センター
地域の子育て支援を充実します。	児童福祉課 生涯学習活動センター
子育ての情報提供や相談体制を充実します。	児童福祉課 健康推進課 学校教育課 生涯学習活動センター
ひとり親家庭の自立のための経済的支援と就労支援を行います。	児童福祉課

市民のみなさんは

- ・子どもの自立を促す子育てに、男女に拘らず家庭・地域が一体となって取り組みましょう。
- ・さまざまな家族を認めあい、支えあって、コミュニケーションづくりを心がけましょう。

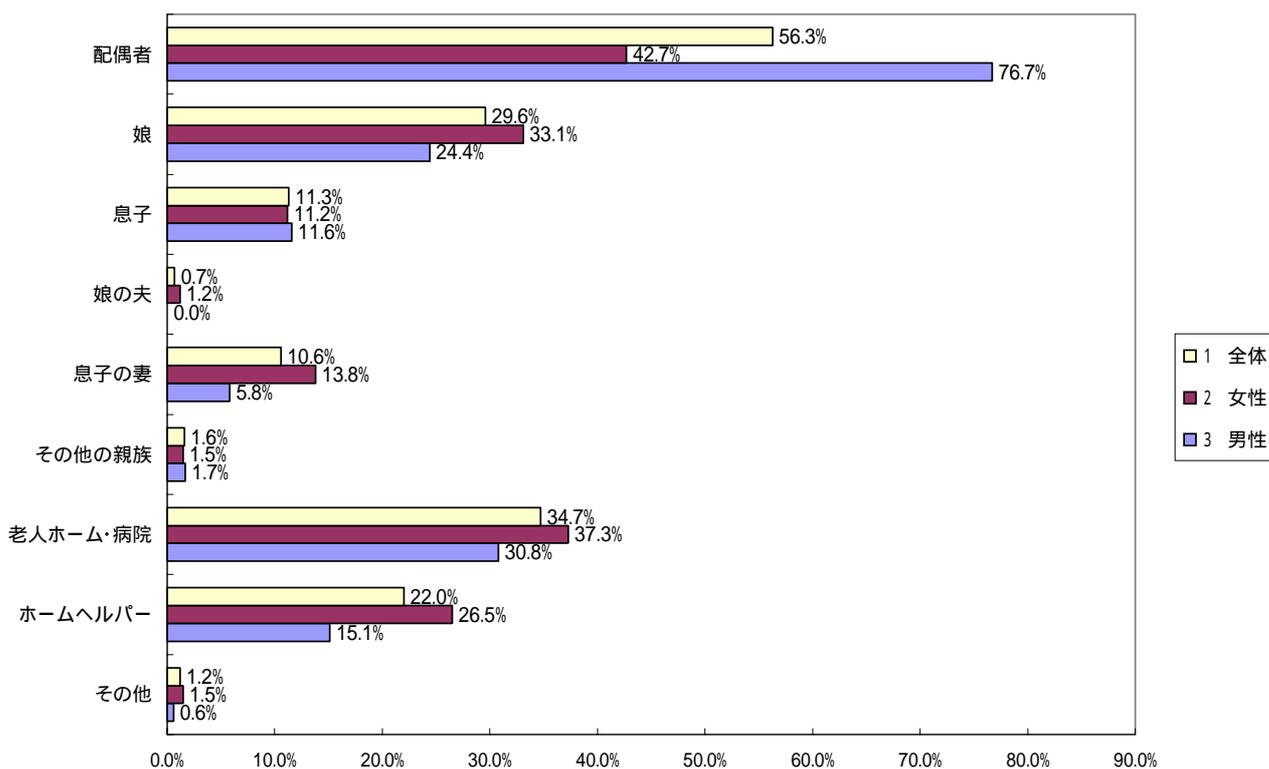
施策2 皆で支えあう介護の啓発と介護サービスの充実

具体的な施策	主な担当課
皆で支えあう介護の啓発を行います。	社会福祉課 介護福祉課 生涯学習企画課
介護技術・知識の習得の機会を提供します。	介護福祉課
介護保険サービスの充実と利用の促進を図ります。	介護福祉課
介護保険を補完する各種保健福祉サービスの充実を図ります。	介護福祉課
障害者を支える支援費制度等の充実と利用の促進を図ります。	社会福祉課
家庭介護者への支援と相談体制を充実します。	介護福祉課
福祉コミュニティ活動を推進します。	社会福祉課 介護福祉課 健康推進課

市民のみなさんは

- ・高齢者や障害者を、その家族とともに支えあう地域づくりをしましょう。
- ・介護される人はもちろん、介護する人も豊かな心で暮らせるよう、介護保険サービス等を利用しましょう。

問 老後、日常生活をすることが不自由になったとき、主に誰に介護してもらいたいと思いますか。



具体的目標 3 高齢者・障害者の自立支援と暮らしやすい地域づくり

現況と課題

全国的な高齢社会の進展に伴い、岡谷市でも4人に1人が65歳以上の高齢者となる日が近づいています。また、心身に障害を持ちながら暮らす市民の数も少しずつ増えている現状です。

これからの社会を豊かで活力あるものとしていくためには、高齢者や障害者が社会参加の機会を持ち、個人が地域で尊厳を持ち、住み慣れた地域で経済的にも自立して、安心していきいきと生活できるよう支援が必要です。

高齢者が豊富な知識や長年培った経験や技能を活用し、地域コミュニティ活動やボランティア活動をととして社会参加をしながら、支えられる側ではなく地域社会の担い手として参画することが期待されています。

高齢者の多くは健康で日常生活を送っていますが、性別ではさまざまな差が見られます。生きがいづくり、健康づくり、生涯学習や高齢者クラブ等の活動では女性の参加が主であり、男性の参加が少ないことが課題です。また、男性の一人暮らし高齢者は地域との付き合いが薄く、地域で推進している見守り活動などでは受け入れが進みにくいのが現状です。

***アンペイドワーク**への評価が確立されていないこともあり、女性の一人暮らし高齢者は経済的な基盤が弱いことが一般的です。さらに家庭介護者は圧倒的に女性が多く、女性の社会参加の障害になっていること、また、高齢の介護者も多く、健康への影響が懸念されています。

障害者の日常生活においては、障害のあるなしによる差別や偏見など「心の壁」が存在します。「心の***バリアフリー**」を実現するためには、***ノーマライゼーション**の考え方の浸透を図るとともに、就労や生涯学習など社会参画の機会均等を図ることが大切です。また、障害者自身が自分の能力や長所に気づき、その力を開花させていこうとする***エンパワーメント**の視点を伸ばし、自立に向けて支援していく体制づくりが必要です。

***アンペイドワーク unpaied work**

有償労働が労働の対価として賃金の支払いを受けるのに対し、主に女性が家庭で担っている家事、育児、介護、看護などは無償労働です。男女共同参画社会では男女が有償労働と無償労働をバランスよく担えるようにしていくことをめざしています。

***バリアフリー barrier free**

高齢者や障害のある人などが日常生活を送るうえで障害(バリア)となっているものをなくすことです。制度的あるいは精神的な障壁などを除くことにも用いられます。

***ノーマライゼーション normalization**

障害のある人もない人も、地域でともに生活する状態こそが自然であるという前提のもとに、障害のある人を特別と考えて社会的に隔離するのではなく、家庭や地域においてともに生活できるような社会をめざしています。

***エンパワーメント empowerment**

自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけていく過程と、支援する働きかけのことをいいます。1995年(平成7年)の第4回世界女性会議の「北京宣言」の中に、実質的な男女平等の推進と、あらゆる分野への女性の全面的参加(エンパワーメント)が盛り込まれました。

施策1 自立支援と生きがい対策

具体的な施策	主な担当課
働く意欲のある高齢者や障害者の就労機会の確保をめざし、事業所等に対し関係機関と連携して協力を求めています。	工業振興課 商業観光課
ハローワークと連携し、「高齢者職業相談室」の利用促進が図られるよう情報の提供に努めます。	工業振興課 商業観光課
シルバー人材センターと連携し、高齢者が長年培った技能や経験等を生かした就労拡大や情報の提供を行います。	介護福祉課 工業振興課 商業観光課
相談窓口の充実と社会参画への支援をします。	社会福祉課 介護福祉課 健康推進課
生きがい増進のための講座や学習活動の情報提供をします。	介護福祉課 生涯学習企画課 生涯学習活動センター
高齢者の生きがいづくりのため、地域における生きがいデイサービスを充実します。	介護福祉課
* 成年後見制度 の周知・啓発をします。	介護福祉課
高齢者クラブの活性化を図ります。	介護福祉課

* 成年後見制度

認知症(痴呆性)高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など判断能力の不十分な人は、財産管理や介護の手配についての契約や、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な人のために、本人に代わって財産の管理や生活のことを信頼できる人に頼み、支援することを目的とした制度です。

市民のみなさんは

- ・年代に応じた自分の心と身体の発達や健康に関心を持ち、「自らの健康は自らつくる」意識を高めましょう。
- ・積極的に地域とのかかわりを持ちましょう。

事業者のみなさんは

- ・高齢者や障害者の積極的雇用に努めましょう。

施策2 高齢者・障害者にやさしいまちづくり

具体的な施策	主な担当課
みんなにやさしい福祉のまちづくりについて、日常生活の中で自主的に取り組む意識を持つことができるよう、啓発活動を進めます。	社会福祉課 介護福祉課
高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、*ユニバーサルデザインのまちづくりをめざします。	全課

*ユニバーサルデザイン universal design

ユニバーサルデザインは「すべての人のためのデザイン」です。年齢や性別、言語、障害の有無など、それぞれの違いを認め合い、すべての人が暮らしやすいまち、もの、環境などをつくっていく考え方です。

事業者のみなさんは

- ・一人ひとりの持つ能力が生かせる職場環境の整備に努めましょう。

パブリックコメント

長男の嫁ということで、夫の両親が私を自由に使いたがります。仕方がないことでしょうか？

40代 女性

男性の多くは妻に看取られて幸せに死ぬつもりでいるようだが、妻を看取るという人は少ない。高齢社会はどちらが先に倒れるかわからないので、男性も介護がきちんとできるような意識が必要だと思う。

60代 男性

体の不調で悩むときがありますが、更年期症状なのか迷います。どこの病院に相談や受診すればいいのかわかりません。市内に「女性専用外来」があればいいと思います。

50代 女性

娘が首都圏に嫁ぎ、子どもも生まれましました。岡谷市の事業で、パパママ教室、乳幼児検診、子どもの医療費の減免等は充実していて娘はうらやましがっています。

安心して出産し子育てのできる環境づくりをさらに進めてください。

50代 女性

イベントや講演会のほとんどは男性の参加が少ない。男性は会社を退職し、社会から退くと腰が重くなるように感じます。

60代 女性

私は女性だけができる妊娠・出産を大切に思い、仕事をやめ家庭に入りました。これも私の個性だと思っています。子育てや家事は、男女共同参画で夫もできる限り協力してくれます。お互いに感謝と思いやりが大切だと感じています。

20代 女性

目標 人権の尊重と暴力のない社会づくり（人権・暴力）

具体的目標 1 生命と人権の尊重

現況と課題

男女共同参画社会では、一人ひとりの人権が尊重され、「自分らしさ」を大切にして、お互いの個性や多様性を認めあいながら、対等な関係を築いていくことが必要です。

岡谷市も家庭、職場、地域などあらゆる場において人権の軽視や侵害、性別による差別がなく、「あたたかい心でまじわり、住みよい人間尊重のまち」をめざしています。

そのため、人権に対する関心と理解を深め、社会的に保障していくことが必要です。

まず、自らに自信を持ち、自分を大切にすることや、生き方、ライフスタイルを自らが決定する「自己決定力」をつけて、自分が本当に自分の人生の主役となるような力をつけること(エンパワーメント)が大切です。

また、それぞれの身体の特性を十分理解し、思いやりを持つことが重要です。特に女性は、妊娠・出産という特性が備わっているため、体の変化や健康上の問題に直面することが多いことから、世界女性会議などで「性と生殖に関する健康と権利 *リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が大きく取り上げられました。

それに対応して、女性が自らの体や健康のために妊娠や性に関して主体的に決定することが尊重される環境づくりが大切です。また、男女の性に関する正しい知識と理解を深めるための普及啓発として、生命や人権を尊重した観点からの性教育を学校等で実施する必要があります。

高度情報化が進む今日、日常生活でのメディアによる影響が拡大しつつあり、性差別を助長する表現や、女性の性的側面のみ強調する表現や暴力的表現など、女性の人権に配慮を欠いた情報が少なくありません。

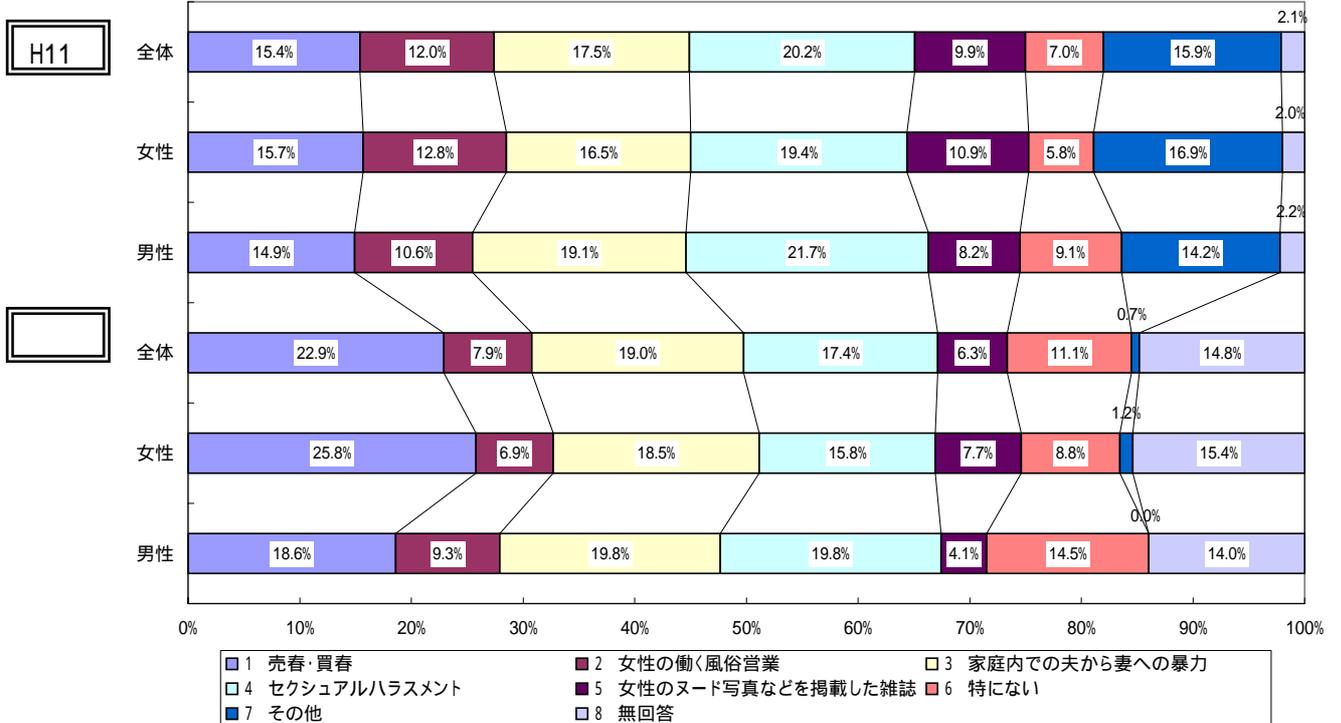
具体的な情報提供にあたっては、市の刊行物における表現や、メディアや広報を実施する企業・団体に対し、人権尊重の立場に立ち、性差別的な表現をなくすための自主的な取り組みが行われるように働きかけていく必要があります。

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ reproductive health/rights

「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。人権と性の視点から自己決定権を尊重する考え方で、女性の体は妊娠や出産のための仕組みが備わっていることにより、生涯をとおしてさまざまな女性特有の問題を心身に抱えています。これらすべてにおいて、身体的・精神的・社会的に安心な状態にあることをリプロダクティブ・ヘルスといえます。性生活や妊娠・出産などでの女性の自己決定権や差別・強制・暴力を受けない社会・経済・政治的保障をリプロダクティブ・ライツといえます。

具体的には、
・不妊治療も含み妊娠するかしないかを調節
・すべての女性にとって安全な妊娠と出産
・すべての新生児が健康な小児期を生きることができる。
・エイズなど性感染症から開放されること等を言います。

問 女性の人権が最も尊重されていないと感じるのは、どんなことについてでしょうか。



「女性の人権が最も尊重されていないと感じること」について全体の割合が高かったのは、「売春・買春」が22.9%、「家庭内での夫から妻への暴力」が19.0%「セクシュアル・ハラスメント」が17.4%となっています。前回調査時では、「セクシュアル・ハラスメント」が20.2%、「家庭内での夫から妻への暴力」が17.5%、「売春・買春」が15.4%となっており、順番が逆になっています。

施策1 お互いの生命と人権の尊重

具体的な施策	主な担当課
人権を守る啓発活動に努めます。	社会福祉課 生涯学習企画課
保育園・幼稚園・学校における人権教育を推進します。	児童福祉課 学校教育課
相談体制を充実します。	社会福祉課 介護福祉課 児童福祉課 健康推進課 環境安全課 学校教育課 生涯学習企画課

市民のみなさんは

- ・家庭において幼児期より命の大切さと自分らしさ、他の人への思いやりを教えていきましょう。
- ・家庭や地域で起きている人権侵害に対して敏感な目を持ち、いかなる差別や暴力も許さないという意識を持って行動しましょう。
- ・ひとりで悩まないで、相談しましょう。

教育関係者のみなさんは

- ・成長段階に応じて、人権尊重の意識を高めましょう。

施策2 性と生殖に関する正しい理解

具体的な施策	主な担当課
家庭・学校・行政が一体となった性教育を推進します。	学校教育課
女性の健康に関する自己決定権を保障する「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する意識啓発に努めます。	健康推進課 生涯学習企画課

市民のみなさんは

- ・年代に応じた自分の心と体の発達や健康に関心を持ち、「自分の体は自分で守る」意識を高めましょう。
- ・「性に関する問題は人権問題」という認識を持ちましょう。
- ・性に対する関心や諸問題について、気軽に話せる家庭づくりをしましょう。

教育関係者のみなさんは

- ・生命や人権尊重の視点に立って性教育を進めましょう。

関連する「岡谷市男女共同参画条例」

(苦情及び相談への対応)

- 第18条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について市民から苦情の申し出があった場合は、関係機関と連携し、適切かつ迅速に対応しなければならない。
- 2 市長は、性別による人権侵害その他の男女共同参画の推進を阻害する行為に対し、市民から相談があったときは、関係機関と協力し、適切に対応するよう努めなければならない。

施策3 メディアにおける表現の配慮

具体的な施策	主な担当課
広報・資料等の表現に配慮します。	全課
メディア情報を鵜呑みにしないで、主体的に選択し活用できる能力や発信する能力向上のための情報を提供します。	生涯学習企画課
性を商品化した地域の有害環境の改善に努めます。	生涯学習活動センター

市民のみなさんは

- ・公衆に情報を発信するときは、男だから、女だからという表現や、暴力を助長させたり連想させる表現をしないようにしましょう。
- ・新聞・テレビ・インターネットなどのメディアからの情報を無意識に受けいれず、選択し判断できるようにしましょう。

関連する「岡谷市男女共同参画条例」

(公衆に表示する情報の配慮)

- 第9条 すべての人は、広告、ポスター等を公衆に表示するときは、次に掲げる表現をしないよう努めなければならない。
- (1) 性別による固定的役割分担、男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現
 - (2) 過度の性的表現

具体的目標 2 あらゆる暴力の根絶

現況と課題

私たち一人ひとりが個人として尊重され、能力と個性が十分発揮できる機会が確保されることは誰もが願うことですが、現実には人間としての尊厳を損なう暴力が、さまざまな形で存在し、主体的に生きる権利や自由が侵害されている実態があります。

市民意識調査結果からは、配偶者や恋人から「ののしり、おどし、無視」などの精神的暴力を受けたことがあると答えた人は 18.7%あり、なぐる、けるなどの身体的暴力があったと答えた人は 8.1%あり、その対策として 7 割近くの人が「安心して相談できる窓口が必要」と答えています。

また、児童虐待も大きな社会問題となっており、2004 年(平成 16 年)10 月には、***児童虐待の防止に関する法律の一部を改正する法律**が施行され、児童虐待を「人権の著しい侵害」と明記し、未然防止や早期発見とともに虐待の可能性のある場合も児童相談所や福祉事務所などへの通告が義務づけられましたが、高齢者への虐待防止についても考えていかななくてはなりません。

暴力のない安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、性別や人種、また、高齢者や子ども、障害を持つ人などに対する差別や偏見をなくし、お互いの生命や人権を尊重する心を持つことが重要です。

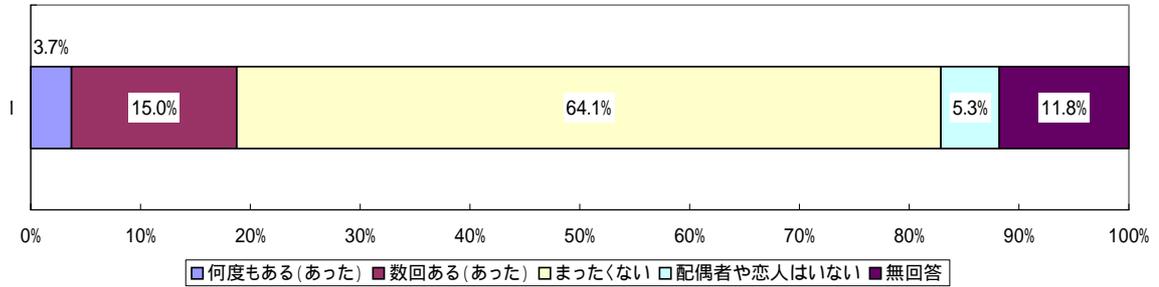
さらに、幼児期からの教育や意識啓発とともに、実態の把握と適切な対応及び、子育てや介護の不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備することは、子どもや高齢者に対する虐待の未然防止にもつながることから、いつでも相談できる体制を充実していく必要があります。

***児童虐待の防止に関する法律の一部を改正する法律**

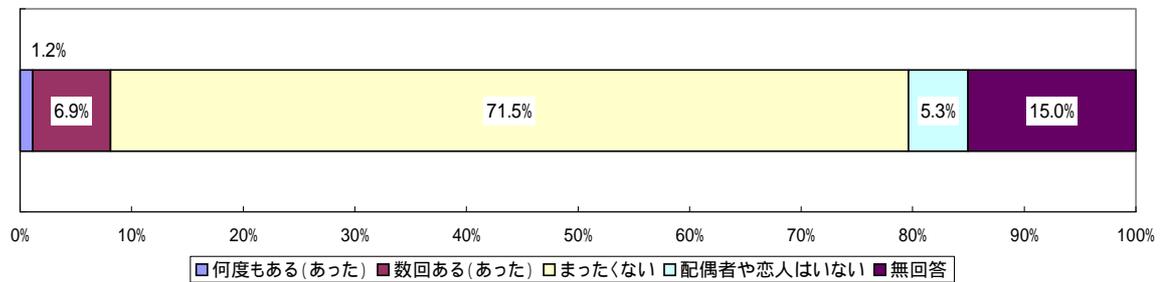
改正法では、児童虐待を「人権の著しい侵害」と明記。未然防止や早期発見とともに、児童の自立支援も盛り込まれています。また、同居人による虐待を保護者が放置したり、家庭内での配偶者による暴力も児童虐待にあたるなど、虐待の定義を広げて具体化されました。虐待をした親への指導だけでなく、支援や体制の整備を行う国や自治体の責務を明確化し、虐待を受けた児童を発見した場合だけでなく、虐待の可能性がある場合も通告を義務付けてあります。

問 あなたは、配偶者や恋人からつぎにあげるような暴力を、
今現在もしくは過去に受けたことはありますか。

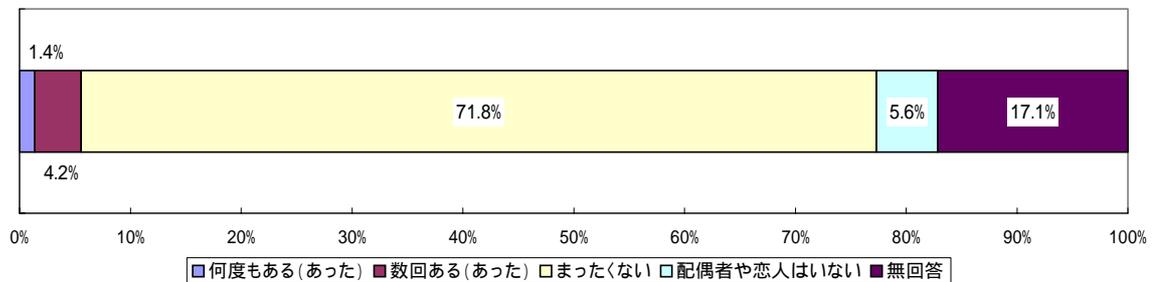
1. ののしる、おどすなどの言葉の暴力や無視するなどの精神的暴力



2. ながる、けるなどの身体的暴力



3. 性行為の強要など性的な暴力



施策1 暴力をなくすための環境づくり

具体的な施策	主な担当課
暴力を根絶するための意識啓発に努めます。	生涯学習企画課
暴力根絶を教育の基盤においた取り組みを行います。	学校教育課
防犯に配慮した保育園・学校・公園・道路を整備します。	環境安全課 土木公園課 都市計画課 児童福祉課 学校教育課
子どもや高齢者に対する暴力の防止と対応に努めます。	介護福祉課 児童福祉課 学校教育課

市民のみなさんは

- ・子どもや高齢者、女性に対する暴力はもちろん、あらゆる暴力を排除しましょう。
- ・児童虐待は、子どもが成長していく上で心身に重大な影響を与える許されない行為であるという認識を持ち、子育て中の家庭を地域全体で見守りましょう。
- ・テレビ・ビデオ・書籍等の内容を点検し、青少年を取り巻く環境の整備に努めましょう。

保護者・教育関係者のみなさんは

- ・友だちをはじめ、家庭や地域の人に対する心身に關わる暴力は許されないことを意識づけましょう。

施策2 性的いやがらせやパートナーからの暴力防止の推進

具体的な施策	主な担当課
セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発を行います。	工業振興課 商業観光課 生涯学習企画課
ドメスティック・バイオレンス防止のための啓発を行います。	生涯学習企画課
「ドメスティック・バイオレンス防止のためのネットワーク」を検討します。	生涯学習企画課
「女性のための相談」の充実に努めます。	生涯学習企画課

市民のみなさんは

- ・ドメスティック・バイオレンスは犯罪であるという認識を持ちましょう。
- ・ひとりで悩まないで相談しましょう。

市民・事業者・教育関係者のみなさんは

- ・セクシュアル・ハラスメントも人権侵害であることを認識し、その防止に積極的に努めましょう。

パブリックコメント

安心して相談できる窓口を充実して欲しい。

60代 女性

セクシュアル・ハラスメントについてきちんと理解していない会社がありますので、事業主を対象とした啓発活動や、女性のための相談を、より一層進めてもらいたい。

40代 女性

児童虐待や、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力は、加害者の育った家庭環境の影響が大きいと聞く。現在は特に母性・父性の喪失した若い親が目につく。モラルも低下している。

行く末が案じられる。 50代 男性

女性の人権というが、職業で風俗を選ぶことは、その女性が自分で選んだことなのだから、それはそれで良いと思う。しかし、レイプやセクハラは本人の意思ではないので、しっかりと女性を守ることを考えて欲しい。

20代 女性

都会では女性専用電車を指定しているところがあるようですが、それは女性の人権を守っているのでしょうか。

セクハラが犯罪であることを男性に認識させることの方が大切ではないでしょうか。

40代 女性

児童虐待や性的犯罪に関する罰は、より厳しくしていく必要があると思う。

60代 男性

第3章 計画の推進

21世紀において男女共同参画社会の実現は、これまで以上に求められています。

岡谷市においてもこの計画に基づき、諸施策を効果的に推進していくためには、市民、事業者、教育関係者、関係機関や関係団体などと行政が、それぞれの分野での役割を認識し、連携・協力して活動していくとともに、市の諸施策の企画・実施に市民の声を反映していく仕組みづくりが必要です。

また、男女共同参画施策は広範多岐にわたるため、あらゆる施策を男女共同参画の視点で見直すとともに、全庁的な連携を図り推進していく体制が必要です。

1. 推進体制の整備

・ 岡谷市男女共同参画審議会

男女共同参画に関する基本的かつ重要事項を調査や審議をするための、市長の諮問機関として設置されています。この「岡谷市男女共同参画審議会」からの意見や提言を受け、積極的に施策の充実に努めます。

・ 岡谷市男女共同参画推進協議会

庁内各課の連携を図り計画を総合的かつ効果的に進めるため、「岡谷市男女共同参画推進協議会」を開催し全庁的な取り組みを図ります。

・ 市民団体との協働

男女共同参画社会の実現をめざし、「岡谷市男女共同参画推進市民の会“パートナーシップおかや”」や各種市民団体との協働で事業を推進します。

・ 市民、事業者、教育関係者との連携

学習機会や情報の提供に努め、男女共同参画についての理解と相互協力のもと、男女共同参画社会をめざし、市民総参加で取り組みを行います。

・ 男女共同参画推進団体等との連絡協議会(ネットワーク)の設置を検討

男女共同参画社会の実現に向け、市民団体、企業、関係機関、関係団体等と行政がネットワーク化を図り積極的な活動を展開することにより、一層の実効性が期待されます。

関連する「岡谷市男女共同参画条例」

(推進体制の整備)

第19条 市は、男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画を推進するため、市民による体制の構築に努めるものとする。

第3章 岡谷市男女共同参画審議会

(設置等)

第20条 男女共同参画に関する基本的かつ重要事項を調査及び審議するため、岡谷市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、男女共同参画に関する基本事項を調査及び審議するほか、必要に応じて重要事項を調査し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 一般公募者

(4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、審議会を代表し、会議を総理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習企画課が行う。

2 . 国、県、関係機関、関係団体との連携

国、県、他市町村や関係機関、関係団体との情報交換や相互協力のもと、男女共同参画社会をめざした取り組みを推進します。

3 . 計画の進行管理

・ 計画の進行管理

岡谷市男女共同参画審議会において、この計画の目標に沿った「男女共同参画に関する現状」を継続的に調査し、進行管理を行います。

・ 目標値の設定 目標年度：2009 年度（平成 21 年度）

男女共同参画社会づくりを進めるためには、政策方針決定の場への共同参画が事業の推進につながる観点から、数値目標を設定します。

審議会・委員会等の委員における女性比率 35%（平成 16 年 12 月 22 日現在 23.0%）

- (1) 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する付属機関
- (2) 有識者等から意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置された協議会等

・ 市民の意識調査

「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を定期的を実施し、市民の意識変化や行政への要望を把握し、計画の評価を行います。

関連する「岡谷市男女共同参画条例」

（年次報告）

第 11 条 市長は、男女共同参画計画の推進に関する施策の実施状況等について、毎年度報告書を作成し、公表しなければならない。

（調査研究）

第 12 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施していくため、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

（委任）

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。